

奈 企 第 5 2 2 号

令和 7 年 8 月 12 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一 様
同 寺 川 拓 様

奈良市長 仲 川 元 庸

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

令和 2 年度包括外部監査「水道事業及び下水道事業等に関する財務事務について」の結果に対する措置状況について

第 3 包括外部監査の結果及び意見

2 経営戦略

(3) 結果及び意見

① 水道事業について

【結果 1】

経営戦略については、適宜見直し、フォローアップを実施する必要がある。

(経営企画課)

【監査結果】

経営戦略が真に実行され経営の実効性をより高めていくためには、計画と実績の対比、その結果に基づく改善処置、適宜の経営戦略の見直しが必要となる。しかしながら、奈良市企業局においては平成 27 年度に中長期計画の見直しを予定していたが、実際には行われなかった。また、実績との対比についても内部資料に留まるのみであり、有効に活用されているとは言い難い状況であった。

現在の中長期計画は平成 23 年度の改訂後約 10 年が経過し、人口や財政状況といった計画の前提条件や、平成 30 年に水道法が改正されたように水道を取り巻く環境も当時と変化している可能性がある。また、近年は特に自然災害の発生など、想定外と言われていた事象が頻繁に発生していることから、事業の運営状況を適時適切に把握し、経営戦略の見直しを適時に行っていくことの重要性がより増している。

従って、記載にあるように 3 年から 5 年程度のスパンで適宜に経営戦略の見直しを実施し、より経営の実効性を高めるよう施策を講じていく必要がある。

なお、現在、管路整備計画の策定、また、後述するアセットマネジメントの実施作業も同時並行で実施しており、令和 5 年度運用開始を目標として中長期計画の見直しを実施している。

【措置の内容】

令和 6 年 11 月 20 日に中長期計画及び経営戦略を一体化して作成した「奈良市水道事業中長期計画（R6 改訂）VISION2031」を策定し企業局ホームページ上で公表しました。

第3 包括外部監査の結果及び意見

2 経営戦略

(3) 結果及び意見

① 水道事業について

【結果2】

アセットマネジメントを適宜実施する必要がある。

(経営企画課)

【監査結果】

奈良市企業局においては、平成22年度から、現有資産の検証作業を始めており、今後は具体的な資産データの整理手法について検討し、また他都市における手法についての調査も行い、将来にわたり持続可能な水道事業を実現するための効率的なアセットマネジメントを実施していくとしている。しかしながら、平成26年度において資産調査を行ってはいるものの、当該調査結果から、更新計画の修正若しくは再策定、又は、財政収支の見通しについての再検証等はなされておらず、中長期的な視点での経営管理がなされているとは言い難い状況である。

中長期的な視点を持って、更新需要や財政収支の見通しを立てることにより、財源の裏付けを有する計画的な更新投資が可能となり、また、水道施設の健全性や更新事業の必要性・重要性について、水道利用者や議会等に対する説明責任を果たすことができ、信頼性の高い水道事業運営を達成するためにも、アセットマネジメントを実施することが求められる。

なお、令和5年度の運用開始を目標として中長期計画の見直し実施しているが、そこではアセットマネジメントが考慮されたものとなる予定となっている。

【措置の内容】

更新需要は、急激な水道料金の高騰を招くことがないように、更新対象の延命化やダウンサイジングによる規模適正化、状態監視保全の考え方及び近年の更新実績等を勘案した判断が必要となります。このことを踏まえ、令和6年度に公表した中長期計画においては、いくつかの投資シナリオから収支のシミュレーション及び資産の健全度を総合的に考慮した最適な投資計画を採用することとしました。

第3 包括外部監査の結果及び意見

2 経営戦略

(3) 結果及び意見

③ 水道事業及び下水道事業に共通の事項

【結果 5】

経営戦略の策定後、その進捗度や実施結果について、積極的な住民、議会への説明責任を果たされたい。

(経営企画課)

【監査結果】

(1) ②厚生労働省の動向及び(1) ③国土交通省の動向に記載したように、経営戦略の策定、実行により、経営に関する目標とリスクの明確化、また、保有施設に関してリスク評価による客観的な点検・調査及び改築・修繕の優先順位に基づく施設管理、長期的な事業見通し等が実現でき、住民、議会への説明責任（アカウンタビリティ）の向上を図ることができる。この点、奈良市企業局においては、単年度の予算及び決算はホームページ上で公開されており、また、水道事業に関する経営戦略はホームページ上で公開されているが、【結果 1】で述べたように計画と実績の対比が行われていないため、経営戦略の進捗状況等、実施結果については広く住民や議会への公開がなされていない状況にある。

経営戦略については、3年から5年程度のスパンで適宜に経営戦略の見直しを実施し、より経営の実効性を高めるよう施策を講じていく必要があることは【結果 1】で述べたとおりである。さらに、経営戦略の進捗状況等、実施結果についても、適宜住民や議会へと公開することで、説明責任を果たし、より透明性のある経営が行えるものと考えられる。従って、今後は説明責任を果たすためにも、経営戦略の進捗状況等、実施結果についてもホームページに掲載するなど広く住民や議会へと公開していく必要がある。

【措置の内容】

令和6年11月20日に「奈良市水道事業中長期計画（R6改訂）VISION2031」をホームページ上で公開し、上記計画内に経営戦略の内容は含まれております。また、令和7年度中に下水道事業中長期計画の策定も予定しており、同様にホームページ上で公開を予定しております。

第3 包括外部監査の結果及び意見

4 収入・債権管理

(3) 未収額の状況

① 未収額の状況

(イ) 結果及び意見

【結果 8】

不納欠損処分が適切な時期に実施されていない。適切な時期に不納欠損処理する必要がある。

(給排水課)

【監査結果】

奈良市企業局では、滞留している未収金について、時効到来時でなく年度決算時に一括で不納欠損処分を実施している。さらに、不納欠損処分の対象は同一事業年度に調定した未収金とし、当該未収金のうち最も遅い時効到来時期が属する事業年度末に不納欠損処分をしている。

(中略)

その結果、不納欠損処分の対象のうち、大部分の未収金は前年度末には時効が到来済であり、最も早く時効が到来した未収金は 1 年 10 か月程度も時効を経過した後に不納欠損処分されていることになる。不納欠損処分は、既に調定されている債権のうち、消滅時効の完成等によって債権が消滅した場合に、未収納の債権の額から消滅した債権の額を除外するための決算上の処理で経常的な処理ではないため、年度末の決算手続で一括で実施することは理解できる。しかし、時効が到来した時期が属する事業年度末でなく、翌年度末に不納欠損処分することは適切であるとはいえない。特に、下水道使用料は公債権であることから時効が到来した時点で債権は消滅しているはずであり、不納欠損処分までの期間が長ければ長いほど、消滅済の債権を回収する可能性が高くなる。少なくとも、時効が到来した時期が属する事業年度末には不納欠損処分を実施する必要がある。

なお、令和元年度に不納欠損処分した未収金について、調定時期と時効起算日、そこから導かれるあるべき不納欠損処分時期と、奈良市企業局の不納欠損処分時期を表すと次のとおりとなる。

(表省略)

【措置の内容】

令和５年度の料金システムの時効管理プログラム改修において、調定ごとかつ上下水道の債権の種類別に時効を登録・管理できる機能を実装し、令和６年度から時効が到来した時期が属する事業年度末に不納欠損しております。ただし、時効の起算点について一部見直しが必要となる部分が生じたため、令和８年度に実施予定である料金システム更改において調整を行う見込みです。

第３ 包括外部監査の結果及び意見

６ 財産管理

（２）たな卸資産管理

② たな卸資産の出納及び実地たな卸

（ウ）結果及び意見

【結果 15】

実効性ある実地たな卸マニュアルの策定が必要である。

（送配水管理センター）

【監査結果】

奈良市企業局では、会計規程第 78 条で実地たな卸について定めている。会計規程では、たな卸明細表の作成と報告、実地たな卸担当者以外の職員の立会い、といった基本的な事項は定めているものの、実地たな卸担当者が実際にどのように実地たな卸を実施し記録するのか、といった具体的に従うべき指針や方法までは定めていない。その結果、実地たな卸が属人的に行われ、実地たな卸の測量記録が残されていないなどの不備が見受けられた。各人が統一的な方法で実地たな卸を行えるよう、実務レベルに落とし込んだ実効性ある要領やマニュアルを整備する必要がある。

【措置の内容】

令和 6 年度末に、薬品量を正確に把握するための計測機器を設置する工事が完成しました。また、令和 4 年度末に完成した計測数値を用いた報告書の様式を基に、実地たな卸しマニュアルを策定し、令和 7 年度から運用を開始しています。

第３ 包括外部監査の結果及び意見

６ 財産管理

（２）たな卸資産管理

② たな卸資産の出納及び実地たな卸

(ウ) 結果及び意見

【結果 16】

たな卸数量差異の処理方針を再検討する必要がある。

(送配水管理センター)

【監査結果】

奈良市企業局は、毎月の実地たな卸でカウントした現物数量と、日々の使用量を基に算出した理論値数量の差異（以下「たな卸数量差異」という。）を把握しているものの、会計処理は理論値数量を基に実施しており、たな卸数量差異は処理していない。これは、たな卸数量差異を、理論値数量の確からしさを検証するために把握しているにすぎないと考えているからである。しかし、たな卸数量差異が理論値数量の 7%を超えているにもかかわらず理論値数量を利用し続けている拠点があり、これでは会計上の数値が実態と乖離するおそれがある。たな卸数量差異が僅少であれば、理論値数量を基に会計処理を実施することは許容され则认为られるが、たな卸数量差異が大きければ実際の数量をカウントした現物数量で会計処理する必要がある。どの程度のたな卸数量差異が発生すれば現物数量を基に会計処理するのか、処理方針を再検討する必要があると考えられる。

【措置の内容】

令和 6 年度末に、薬品量を正確に把握するための計測機器を設置する工事が完成したことに伴い、改めてたな卸数量と理論値数量の差異を検証した結果、現在たな卸数量差異は 0.7%に改善されたため、理論値数量を基に会計処理をする方針としました。